

第 4 日

1. 平成26年12月17日午前10時00分招集
2. 平成26年12月17日午前10時00分開議
3. 平成26年12月17日午後0時7分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 生山敬之	2番 森潤一郎	3番 蒲池恭一
4番 豊後力	5番 荒木政士	6番 松村慶次
7番 小山暁	8番 高巢泰廣	9番 庄山忠文
10番 池田龍之介	11番 杉村幸敏	12番 笹淵賢吾
13番 荒木拓馬	14番 杉本和彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松尾裕二 書記 前田聡子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	福原秀治	教育長	小出正泰
総務課長	高木洋一郎	総合支所長 兼住民課長	松尾憲成
会計管理者	隈部久美子	企画課長	今村裕司
税務住民課長	石原民也	健康福祉課長	堤一徳
経済課長	坂本政明	建設課長	池田宝生
学校教育課長	吉田収	社会教育課長	有富孝一
学校統合推進室長	樋口哲男	福祉課長	坂本誠司
事業課長	山下仁	町立病院事務部長	豊後正弘
特別養護老人 ホーム施設長	石原忠邦		

12. 議事日程

日程第1 承認第10号 専決処分の承認について

(平成26年度和水町一般会計補正予算(第7号))

日程第2 議案第52号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第3 議案第53号 和水町課設置条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 和水町組織の再編に伴う関係条例の整理について
- 日程第5 発議第7号 和水町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第6 議案第55号 和水町斎場条例の一部改正について
- 日程第7 議案第56号 和水町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第57号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第58号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第59号 平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第60号 平成26年度和水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第61号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第62号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算
（第2号）
- 日程第14 議案第63号 町道の路線廃止について
- 日程第15 議案第64号 町道の路線認定について
- 日程第16 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第17 閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会、厚生常任委員会）
- 日程第18 閉会中の継続審査について（各委員会）
- 追加日程第1 発議第8号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正
などを要請する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第9号 県河川、和仁川河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出
について

開議 午前10時00分

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第1 承認第10号 専決処分の承認について（平成26年度和水町一般会計補正予算（第7号））

○議長（杉本和彰君） 日程第1、承認第10号「専決処分の承認について（平成26年度和水町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第10号、専決処分の承認について平成26年度和水町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、承認第10号は承認することに決定しました。

日程第2 議案第52号 和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第2、議案第52号「和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番(杉村幸敏君) いつも私はこの件については、御質問をしますが、この0.27%アップの総金額は総務課長いくらですか。

○議長(杉本和彰君)

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長(高木洋一郎君) はい、今回の給与改定に伴います、給料でございましょうか。給料は、全員分で815万2,000円でございます。手当まで含めると、947万2,000円でございます。

○議長(杉本和彰君)

11番 杉村幸敏君

○11番(杉村幸敏君) この前、総務課長の説明を受けると、7年3カ月ぶりの改定ということで、私はやっぱり0.27%ぐらいは本当は少ないような感じがいたします。そういうことで、国の方針、県の方針、合わせてあるようでございますので、できれば本当は財政状況もよかけん、独自でまでもアップしても私はよかといと思います。こういう提案でございますので、これには反対ということではなくて総額をお聞きしたわけでございます。以上です。

○議長(杉本和彰君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号、和水町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第53号 和水町課設置条例の制定について

○議長(杉本和彰君) 日程第3、議案第53号「和水町課設置条例の制定について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号、和水町課設置条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 和水町組織の再編に伴う関係条例の整理について

○議長(杉本和彰君) 日程第4、議案第54号「和水町組織の再編に伴う関係条例の整理について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号、和水町組織の再編に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第7号 和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第5、発議第7号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第7号、和水町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 和水町斎場条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第6、議案第55号「和水町斎場条例の一部改正について」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号、和水町斎場条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第7、議案第56号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」

を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この条例のですね、関係する、国保ですから世帯数で言うと何世帯くらいで、その、これを39万から40万4,000円ということで、引き上げられるわけですけども、対象者は大体どれくらい、年間にしますと人数的にはどれくらいになりますか。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 現在の当初の予算では、16人ほど672万ぐらいでしております。平成25年度の出産育児金の実績といたしましては、42万の正常分娩が9人。

それから、死産と言いますか、1人39万ということで417万、合計の10人でございます。

それから、平成26年今時点で確認できております分が、13人が正常分娩。それから、もう1人が支給が39万分が1人で合計の14人、585万となっております。国保の世帯数といたしましては、ちょっと待ってくださいね。ちょっと今手元にありませんので、1,600程度だったかと思いきや、1,800ですかね、ちょっとまたわかったらすぐ報告します。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号、和水町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第57号 平成26年度和水町一般会計補正予算（第8号）

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第57号「平成26年度和水町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） はい。10ページとですね、23ページのことでちょっとお尋ねいたします。今回補正が290万、土木債ということで予算が組まれております。これは合併特例事業ということですので、たぶん合併特例債の発行ではないかと思えます。それであのお聞きしますけれども合併した自治体に特別に合併特例債の発行が認められておりますけれども、限度額が定められていたと思えます。それで、23ページの調書を見ますと、現在高の見込み高ということで

すので、今まで合併後ですね、この合併特例債というのを総額でいくら発行したのか。それと限度額に対して何%なのか。余裕があれば余裕額はいくらなのか、それをお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。池田議員の御質問にお答えいたします。290万は、合併特例債でございます。合併特例債の限度額は、おっしゃるとおり限度額が定められておりまして、和水町の場合は建設事業に47億3,580万円。基金、合併振興基金への積立ての限度額が、10億2,370万円、合計の57億5,950万円でございます。これは今年の11月現在の資料でございます。

それから、利用状況ですけれども、主に県道負担金等、それから大きな光ファイバーですとか消防施設の整備等に利用をさせていただいております、建設の方で6億8,210万円程度利用しております。利用率としては、21.7%25年度現在ですね、程度です。

それから基金については、あの7億6,000万、25年度までで積立てておりますので、74%の執行率でございます。それから、今年26年もあの予定はしておりますけれども、これからまた先ほどの290万と、振興基金については積み増しの予定でございます。以上です。

失礼しました。余裕額は、建設の方で37億610万です。で基金の方が、26億3,700、2億6,370万です。一桁間違えました。2億6,370万、で合計で約39億6,900万程度の合併特例債活用可能額でございます。

以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今回の、総務課長の数字をちょっとおかしかと思いますけれども、建設の方ですね、限度額が47億3,580万。25年度で6億8,210万円、余裕額が37億というならば合わんとじゃないかな。余裕額にですよ、6億8,210万を足せば43億だけん3億ばっか足りんですよ。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 失礼しました。はい。大変失礼いたしました。学校のあの学校建設に関わる部分の三加和地区が抜けておりました。大変失礼しました。三加和地区が3億4,760万を足さなければならぬものを、足し損ねておりました。で合わせますと、ちょっとお待ちください。10億、はい、すみません。申し訳ございません。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） はい。13ページの特別養護老人ホームの事業会計の繰出金でございます。1,177万4,000円ということで、今年度初めて一般会計からの繰入ではなかろうかと思いますが、その点一つですね。それと、この老人ホームに対しての繰入が初めてということで私は認識をしておりますが、今後ですね、非常に厳しい、老人ホームに対しては厳しい経営状況になっていくのではなかろうかと、私は推測をするところでございます。今年度、これだけで確かにいいのか、

3月までの状況等、それから、27年度ですね、これに対してもどのような形で繰出を、万が一ですね、マイナスになった場合、一般会計からの繰入等を今後やっていかれるのか、その点お尋ねをしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。庄山議員御指摘の13ページの特別養護老人ホーム事業会計の繰出金、これにつきましては、地方公営企業法の第17条の3に規定されております、特別な理由により必要がある場合には、一般会計等から補助することができるという条項に基づきまして、一般会計から繰出しているところでございます。おっしゃりますとおり、今回が初の繰出金になるかと思っております。3年に一度介護報酬の見直しが行われまして、平成24年度に引き下げられました。経営環境が厳しいことから、特養においても経営努力をしてきたところでございます。今回、人事院勧告に準じた、給与改定、それから退職者、急な退職者がございまして、それに伴います退職共済金等々の支払いも重ねて増えたものでございます。特養で保有しておりました前年度繰越金では、対応できないということになってしまいましたので、今回一般会計からの繰出をお願いをしているところでございます。昨日の新聞での介護報酬の引下げという記事が載っておりました。特別養護老人ホームなどの事業者は大幅な減収になるという新聞報道でございました。今後も菊水特養、きくすい荘においても減収は避けられないということから、経営努力で、もちろんそれはしなければなりませんけれども、経営努力のみでできるのか、私では判断いたしかねるところでございます。したがって、27年度以降についてですね、ここでのお答は差し控えていただきたいと思います。経営については以上です。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 石原忠邦君

○特養施設長（石原忠邦君） はい。大変あの特老の件につきましては、御心配をかけておりますこととお詫び申し上げます。今回、前年度繰越金が、枯渇いたしまして1,177万4,000円という一般会計からの財政の厳しい中に、繰出していただくことに対しまして感謝申し上げますとともに今後、特老経営をですね、しっかりしていかなければならないと感じております。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） はい。今総務課長から介護報酬の24年度の引下げということで、おっしゃられて、そういう中で、そしてまた退職者もあるとそういう中での、非常に厳しい経営だったと、それはそれとして、私はわかるわけですが、今度ですね、再度また、これはもう今総務課長も申し上げられましたが、昨日の新聞で介護報酬の引下げということで、大体4%、最高で引下げますよと、そして職員に対しては給料を上げますよと、これは今までですね、これはなんで下げるのかと、政府はやはりこの経営は非常に裕福な経営ができています、というような判断をしるわけですが、そういう中で今度介護報酬が下がったから非常に厳しいですよと、そういうことは政府は一口もいうとらんわけですね。介護報酬をしようところは結構

な利益が上がりますよと、というような判断をして今度これは実際下げてくるわけですよ。私はそう解釈をしとります。いかに厳しいかということで、この24年度のかいしゅうがあつて介護報酬の引下げがあつて、その3年後またやりますと、そのうちでは非常に事業者は、よかつた経営ができとりますよということなんです。まあそういう中で、一般会計からの繰入と、そして来年度これはわかりません。そこの努力次第では、しかし今で繰入れをやらなんということであるならば、こら来年もあつとじゃなかつかなというように、私は判断をするわけですね。そういうことで、この初めての繰入れということで、今後非常にこの繰入れの問題も財政上、もう何もかにもが一般会計からの繰入れと、ただ春富の財産区だけなんです、繰入れがないのは。今度はずね。そういう中での繰入れだと思いますが、今後精一杯の努力をしながら、一般会計からの繰入れがないように 努力をせざるを得んというふうに思いますので、その点町長御答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問にお答をいたします。確かに庄山議員の御質問のとおり非常にこの施設経営というのにつきましては、この有明地域でもですね、格差がでて、おっしゃるとおりでございます。このへんにつきましてはですね、御指摘のとおり抜本的な運営体制、あるいは収支体制を検討しつつ、また運営審議会等々でも、できればお受けいただけるのであれば、諮問をいたしましてですね、御意見を受け賜りながら進めてまいりたいというふうに考ます。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） すいません、失礼いたします。15ページのですね、青年就農給付金補助金ということで150万上がりますけども、今現在ですね、この給付をいただいている方が何人いらっしゃるのか。それとですね、これは県の支出金から出ておりますので県の事業だと思いますけど100%出ます。やっぱこういう先日の一般質問の中でも述べさせていただきましたけれども、しっかり農業政策をするという中でですね、こういう事業を町としてしっかり1月にですね、広報なごみに出とりますけれど、11月号にですね、今度の新規就農者が5名ということであがります。こういう方たちがですね、我々の大事な農地をですね、守っていただくためにですね、こういうこと利用することが必要だと思います。利用させていただきながら後継者を育てていくと、まさにこれ大事なんです。だけんそこをですね、重点的に自分げの町の一般会計から支出することがないようなことしっかり努力されていくべきだろうと思いますので、そこらへんのところを経済課長の方で把握されておると思いますのでお願いします。

○議長（杉本和彰君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい、蒲池議員さんの御質問にお答いたします。現在まで青年就農給付金につきましては8名の方が、8名です。はい、8名の方が対象になっておられます。またあの先ほどおっしゃいました、新規就農者でございますけれども今回2名の方を増加することに

なっておりますけれども、この方は新規就農者、今年度なられました5名のうちの2名様でございます。その方が今回この対象になるということでございます。また、このような新規就農者の方につきましては、なるべくこのような形の補助金の活用をやりたいと思っておりますので、補助金の対象内容にですね、そういうような形の方は、この事業を推進していきたいと考えております。また、その他の人につきましても今後そのような形の補助金がありますので、このような形の補助金を活用しながら町の農業推進に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今、経済課長の方からですね、しっかりとした答弁をいただきました。まだですね、やっぱ今もらわれてる方のところにもですね巡回していかれて、そういう難しい提出物があったりしたらですね、そういうことをですね、しっかりそがん難しくないからというような手助けをしていただきながらですね、そういうことをするべきじゃないかなと思いますんで、先日ですね一般質問の中で町独自でもしてはどうかということも述べさせていただきました。そういうことを含めてですね、やっぱりこの事業をですね、しっかり利用してなるべくどしどしですね、これ手を挙げていただいてですよ、我々、私はですね就農するときにはこういう政策がありませんでした。いいなあと思ってます、実際ですね。県下でもだいぶこれ活用されてますんでやっぱりこういう事をですね、他の町には負けないぐらいですよ、もうトップクラスくらいでそういうことをしていただいてそしてこの中山間地の農業、我々のふるさとのですね農地を守ってもらうことが重要だと思いますんで、このことに関係する事業課長もそうですけど総合支所もそうですけどもですね、来年度に向けては農業振興課ということで、より一層の多分ここをここをですねどうやってするかによってですね、未来の10年後20年後のですね、僕は農地を和水町を守る礎ができるんじゃないかなと思ってますんで、しっかり気合を入れてですね、取り組んでいただきたいと思います。私たちも私もですね、協力できる部分は協力したいなあと思ってますんでどうぞよろしくお願いします。お世話になります。町長の方から御答弁がありましたら。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） エールをいただきありがとうございます。お話のとおり農業振興課の設立もですね、きめ細かな対応をするということが一番大きな目的でございます。また一般質問の答弁でも申し上げましたように、農業に非常に造詣の深い皆さんがたくさんおられます。そういう方のアドバイス、また議員方さんのアドバイスをいただきながら、農業振興課をフルに活用できるようにやってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ページ18ページの文化財保護費の中で賃金6万5,000円と報償費これは謝礼金となっておりますが15万円が計上されておりますが、今回の調査目的と内容について伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） はい。まず6万5,000円の方ですけれども、これについては調査委員、作業員さん方の賃金でございます。賃金については、田中城の周辺です。ね。圃場整備に伴う発掘調査を行いまして、それが予定よりもちょっと長くかかりまして、その賃金が当初予算よりもオーバーしたと、いうことでそのあとまた、山城調査等ひかえておりまして、そちらの方の作業員の賃金が不足してきたということで、今回6万5,000円の補正をお願いしてるところでございます。それから次の15万のほうですけれども、これについても田中城の発掘調査におきまして、以前も述べましたように製鉄炉跡等が出てきておりますので、そちらの方に専門の指導員の方をですね来ていただきまして、調査の指導をしていただいております。それから田中城周辺の地質調査の写真撮影等でもですね謝礼等が発生しました。それとこの前の城北製糸工場です。ね。記録保存ということでそちらのほうにも専門の方をですね、奈良国立の奈良のほうの研究所のほうからですね、そこを出た方とかをですね、来ていただいております。当初、山城調査に予定しておりました謝礼金を当初予算に組んでたんですけども、そちらで予想以上にかかりましたので、今回15万の補正をお願いしたということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） はい。ただいまの説明でよくわかりましたが、一応6万5,000円につきましては、田中城周辺の追加調査ということで進めていくというようなお話でございました。また小田地区について確かこれは6月の補正だったと思います、306万8,000円の発掘調査のこれは委託料として計上されておりましたが、これは製鉄所の遺構保存処理のための委託料だったと思いますけれども、その点もう既にこれはもう既に完了しているかどうか、それから今回の予算計上でですね、小田地区の調査はこの田中城周辺の基盤整備に伴う調査は、これですべて完了するのかどうかお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 前回補正いたしました、製鉄跡の調査についてはもう完了しております。それから今小田地区の圃場整備にかかるですね、発掘調査についてもすべて完了してるところです。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 13ページですか、介護予防拠点整備事業補助金で、この前の説明では牧野、日平、皆行原、あと2カ所あったですね、5カ所とおっしゃったのですが、これを2カ所ちょっと教えてください。それとその金額、牧野、日平いくらずつ、明細をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） はい。今の御質問にお答えいたします。まず菊水圏域の方で牧野区と皆行原区、日平区、下津原中区の4地区です。三加和圏域の方で下岩区、1地区で5地区となっております。一応菊水圏域の方が総額で428万5,000円、それと三加和地区で51万1,000円ということで479万7,000円の予定でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私はなぜ、行政区ごとにお尋ねをするかというのは、やっぱり行政区の方にですね、やっぱりおたくの予算はこれだけ通つとりますということを認識しておかんといかんもんですから、お尋ねしよるわけです。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 一応、県のほうからのですね、内容来ております。ただし額的にですね、向うからの申請額を今あげてる部分でございます。で、見積もりが上がってる部分ですね出しとりますんで、今後最終的なですね、価格の変動等もあると思いますので、ここであまり総額をですね、各区ごとに申し上げますと、いろいろとまた問題がある可能性がありますんで今回申し訳ございませんが、総額で申し上げることでございます。よろしくお願ひします。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 総額を言わん方がいいということは、そっでかまいませんがやっぱりこの479万8,000円、これ裏付けはあるわけですので、もうあえて、まそこまではもう言いませんが裏付けはありますのでやっぱりですね、これはもう議題に出しておりますので、やっぱりそこらへんはっていただいても私はいいかと思いますが、課長がそういう都合が悪いならそこまではもう尋ねません。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 11ページのですね、2の総務費の中の5の財産管理費の中の13委託料、指定管理者選定審議会委員民間への企業診断委託料150万円ですが、これは提案理由の時に中小企業診断士に2名に委託をして、企業診断というようなことで提案があったかと思ひます。それでお聞きしますがこの場合診断内容ですね、これはどういったことで企業診断ということでやられるのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。今回の指定管理者選定審議会の委員さん民間からお二方お願ひするわけですが、財務状況それから中小企業診断士でございますので、すべてのものにわたるかと思ひますが、特に財務それから会社の考え方ですかですね、経営方針等について

も見ていただくものと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） そうしますと、今回は公募でされてますので、どういうふうに応募がされてるかわかりませんが、ロマン館の方はロマン館関係のだけの、町の出資してますからその関係だけの民間的な感じはありますけれども、他には経営してませんからロマン館だけの診断というふうになるかと思いますが、交流センターと緑彩館関係は丸美屋がやってますので、その場合の丸美屋がやってる、この指定管理関係の経営だけの診断になるのか、それとも向こうの本社の方ですね、丸美屋関係の方の経営も中に入ってくるのかそこらへんはどうでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） はい。経営、会社としては丸美屋でございますので、丸美屋本体もその評価の範ちゅうには入るかと思っておりますけれども、提案書、運営にかかわる提案書を提出していただいておりますので、それについても診断をいただくということになります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号、平成26年度和水町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号 平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第58号「平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 先ほどの一般会計の方で、9番議員が質問されておりましたことに関連しますけれども、この繰入金というのは恒常化するんじゃないかという危惧は含んでいるものと私も考えます。国がいつだったですかね、今年の春か夏だったと思うんですけれども、入所者介護認定が5段階に今わかれておりますけれども、それを3段階以上の方を入所対象者と見なすというようなことで、介護認定の1段階2段階の方々を入所から外すと、というような方針が若干載ったと思います。それで民間と民設とですね公設という考え方からすれば、民設は従来からもう介護認定の1号認定2号認定の方は入所させてないわけですよ。だから経営的にはものすごく裕福なわけです。公設になるとやはり何らかの形で、町に寄与された方々お年寄りの方々がということで、弱者救済ではありませんけれども1号認定から2号認定の方まで入所をさせるということで、経営的には圧迫する要素を含んでいるわけで。

以前ですね、菊水町の時に特老の方の食事代、あれがですね全国一律できてたわけです。ところが御存じのように向こうは食費が高いわけです。そすと田舎の方は安いわけです。

でも、食費としては1人当たりの単価っていうのは都会並みの食費がきてたから昔はですね、それで菊水時代は特別養護老人ホームというのは裕福な経営状態であったです。それが実情にあわせた食費に切り替えますということになってですね、食費が、がたっと落ちたわけです。それから若干経営的にひずみが出てくる要素が出てきたんじゃないかと思います。そこで今後将来のですね、特老の経営運営についてですね、町長のお考えをお尋ねしたいんですけれども、国の指導方針に従って3号認定以上の方だけの入所の特養にするのか、それとも弱者救済のための1号認定から今まで従来通りですね、1号認定の方から入所者をされるのか、そのところをお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 特別養護老人ホームの使命としましては、生活に支障がある方特に社会的な理由を重視しながら入所いただく、あるいは御利用いただくということが主旨であろうかと思えます。基本的には、その線を維持していきたいと思うんですが、この受け入れるつもりがあるかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、大きな検討をしなくちゃいかんというふうに思いますので、ここでは即答御勘弁いただいて先ほどの諮問等々の御意見等を踏まえまして、またあの議会の皆さんの御意見も頂戴しながらですね、対応を、かといってもうあと3カ月でございますので、早急に進めさせていただければありがたいというふうに考えます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） そこで町長に、これは私のお願いになるかと思いますが、入所者を町内町外で区別して入所できるかどうかというのは、今はたぶん出来ないところもあるんじゃないかと思いますが、町内の方々に関してはですね、やはり今まで何らかの形で町に寄与された方々、高齢者の方々はですね、やはりそういう事を考えるならば救済措置じゃありませんけれどもですね、1号認定の方々からですね、入所できるような方法を何とか模索されてですね、是

非ともそういうことで今後ともお願いしていきたいという、それで経営的に圧迫するから、一般会計から繰入金が発生することもあるかと思えます。それは、危惧は自分もしておりますけれどもそうなったとしても何らかの形ですね、その人たちの救済というのは考えなければいけないと思えますので、是非そのところも頭の片隅におかれましてですね、是非、検討かたお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。池田議員の御質問というか、御意見、いわゆる大きな意味で高齢者あるいは老人福祉対策ですね、という意味でもですね、そのへんは考慮すべきところだと私も思います。もろもろ総合的な判断、総合的な判断と言うと逃げ口上みたいになりますけれども、決してそうではなくて、総合的な先ほどの諮問等々も含めまして総合的な判断をいたしたい、お力添えをお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） はい。今の繰入金についてちょっとお尋ねをしたいと思います。一般会計からの繰入金が一応入ることになりました。その、約1,177万4,000円と、今までのこの1年間で、これだけ繰越金もありました。これだけ追加をします。一応今まではマイナスだったと赤字だったということで私は解釈をしております。そういう中でですね、特老の経営的な考え方これはさっきも介護報酬の見直し、それから特別な退職者のということでの、厳しいということとございました。それはそれとして、今後、この特老の建設にあたってですね、町長はどのような形でこういうような経営の中での建設というような形は、どのように考えておられるのかお尋ねしたいということです。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問のとおり特別養護老人ホームの建設、これについては最重要に匹敵する課題だと考えております。どういう形でということとございますけれども、パターンとしてはいろいろ、議員ご案内のようにパターンのにはいくつかあると思えます。具体的に申し上げますと、おそらく何の根拠もなくでございますので、語弊があるといけませんので、そのへんの具体的な言及は避けますけれども、そのへんのパターンのには3つか4つあると思えますけどですね、十分検討しながら進めさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（杉本和彰君）

9番 庄山忠文君

○9番（庄山忠文君） 建設に対しては、まだまだというようなお考えということで私は解釈をしました。そういうことでですね、この建設に対しての、基金運用そしてこの赤字の出る、これはできるだけ基金運用もやっつけて、そしてやられてるならば私は思っておるところでございます。ただ私は個人的に考えておりますが、基金運用はやっぱしその運用益を貯めて、これ

は建設資金として貯めてある金でございます。それを、建設をさしよりせんということであるならば、1年なり2年なりの定期には入れておく、それは今されておると思いますが、その中ですねもっと有利なことがあるならば、それはやっぱしやるべきではなからうかと思うわけです。そしてこの運営が少しでも楽になるように、建設に対しても運営に対してもすね、私がちょっと調べたところでは、利率あたりも肥後銀行では1年もんで0.05です。JAでは、1年もんで0.18だったと思います。たった知れたもんですね、これはすね1億の金で0.17になれば17万です。0.05になれば5万円。そういうことですね、この厳しい経営をしなくてはならないような中身で、やはり特老の中で小さなことでもあるかもしれませんが、それぐらいは考えてやっぱしやるべきではないかというふうに私は思いますが、町長の考え方をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。お答えをさせていただきます。今回約1,100万の繰出しをいたすにつきましてもすね、建設基金のすね、とり崩すといいですか、常時使用できる建設基金へのその変換もという部分も、取り崩しあるいは、変換というのでも考えないではございませんでした。ただ庄山議員御指摘のように、やっぱり建設というのはすね、しっかり頭に入れていかなくちやいかん、当面はないというようなことでございましたけども、決してそうではなくて早々にすね、いわゆる計画というのは出していかなくちやいかんかなというふうに考えております。

ただ、その計画というのでも工程スケジュールが必要になってまいりますんで、御指摘のありました運用につきましてはすね、その工程に見合った形ですね、一般質問でも一石を投じていただきました、十分に今後すね、考慮いたしながら図ってまいりたいというふうに思います。ただ、もう庄山議員も実は十分わかりながら御質問をいただいておりますけども、あの表面上の利率だけでなくすね、もろもろの何て言いますか要素もございますので、そのへんも勘案に合わせながら、運用を図ってまいりたいというふうに思います。また、ご助言等々ございましたら、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今の2人の質疑に関連しますけれども、収入の分ですすね、お聞きしたいんですが、特老の方にすね、以前は特老、特養に入所されてる方が病院に病气ってということで入院されてます。その間、例えば1カ月のうち5日入所されて、あとの20数日は入院ということでしたが、それでもあの特養の方に国の方からの補助金と申しますか、そういうのきちっときてましたけれども、これがあの日にちに依じて報酬、介護報酬という形で出されてきてるかと思うんですすね、ですからそういう面では、あの非常に収入の分野で特養施設ってというのが、経営が厳しくなってきたというふうに思うんですが、そういう面でちょっとお聞きしたいのはすね、1カ月に何人くらいが病院の方に入院されているかと、大まかでも結構ですから資料がなければすね、それからそのことで、減収がすね、どれだけ収入すべきだったお金がすね、そのことによって減少してるかと、そこらあたり資料がもし持ち合わせであればお聞きしたいと思いま

す。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 石原忠邦君

○特養施設長（石原忠邦君） はい。御質問にお答えいたします。特老に入所中のですね、入所の方が仮に入院された場合には収入としてはありません。その間はですね、一応1カ月6日を最高にですね、入院等の少し手当はあるんですが、介護報酬としてはですね、6日間のみであります。昨年の1年間のですね、入院患者数というのが延べ人数で2,402名です。この方が仮に1日1万円ということになると、約2,400万の減収になるということで、月平均ですね、200人の方が入院されとるということで、ちょっと月単位ではちょっと資料ありませんが年間を平均した場合については、月200人の入院患者さんが入所の方がですね、入院されてるってということになります。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに、質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） あの老人ホーム関係については、今回の定例会の一番やっぱり重要な財源でございます。そういうことで何名かの方が、質問されましたが私もその件については、1,177万それと繰越金を1,084万、これも一応減ったということで、理解していいのか、そこらへんのもう少し、やっぱりあの施設長詳しく、ただみなさんは1,100万繰越すけて思とらるのが、まだ、この1,084万っていうのも、これも含まないかなとかな、そこらへんをやっぱみなさんにわかるように、内容をびしゃりしてもらいたいそういうふうに思います。それから私は、3月の福原町長の最初の議会で特養関係質問しました。大変前向きな答弁を私の厚生常任委員会で研修したことに、私の報告を読んで答弁されました。そういうことで、やっぱりこの問題はですね、私たちは厚生常任委員会は、だいたい籍を置いとりますが、九州各県の九州ですよ、ほとんどの県に特別養護老人ホーム関係の研修をしました。そこでしてますと、大体赤字経営はございませんでした。そしてほとんど民営化にしていきますと、あと2年後には民営化にしますと最近に行った時も民営化にしますと、ほとんどこういう施設は赤字民営化にするという話でございます。我が町においては、町立病院が全摘ということで、役場の方から離れまして公立病院はほとんど全摘でございます。そういうことで、町長がおっしゃるのはいろいろ諮問会議をしないと、私もこの前の時に早くそういう会議を立ち上げてくださると申し上げました。それが、立ち上げがないと、これはやっぱり早急にですね、やっぱり関係学識経験者入れまして、立ち上げていただいて検討をしていただきたいと。確かにですね国の方針が介護度の3以上の人を入れないといけないという指導がきとります。普通の民間にいきますと介護度がまだ2だけん、入れはできませんもんね、うちの福祉課の話を聞きますとやっぱり町で造とつとだから、家庭の状況に応じては、2の人も入れないかんばいというような話もあります。そういうことで、私はやっぱりこういうことでありますので、大変そういうことはありがたいなと思とります。それから、3回しか質問ができませんのでまとめて言いますが、基金が5億8,000万ですかあります。これはもう大変良かった時期も積み立ててございますので、これをですね、私が単純にもうあの・・・もできます

が、15億円建設費が、仮定ですよ仮定しますと過疎債を使いますと、3割はあと交付金ということになりますと、もうほとんど今の継続4億5,000万の計算にはなりますが、そういうこともあります。それから、たまたもし新設するならば場所の選定とか、いろいろな国の予算とかありますのでやっぱりこら、早めにやっぱりしてもらわんといかんなど、公設民営化いろんな単純な民営化でもいろんな方法があるかと思えますんで、学識経験者等も入れられましてですね、早急に立ち上げをしてもらいたいとこのように私は希望をします。大体1回目は、以上の質問をしたいと思えます。施設長から1,100万の他にまだあるのか、そこらへんをちょっと説明をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

特養施設長 石原忠邦君

○特養施設長（石原忠邦君） はい。今御質問ですが、第1点目の繰越金はどうなってるかということですが、平成25年度から26年度に繰り越しました繰越金がですね、3,662万6,000円でございます、補正前の2,577万9,000円と今回1,084万7,000円で全額を投入することになります。これ投入してもですね、足りない分につきましては先ほどからあつてますとおり、一般会計から繰り出していただくということになります。また、次年度もですね、この単純に3,600万と1,200万ほど4,800万くらいの持ち出しになるかと思えます。今後収入の増加も見込めない部分もございまして、一般会計からですね、27年度もお願いすることがあるかと思えますので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。ただ既にこの補正につきましては、運営審議会の方でですね、一般会計から繰り出してもらうこともですね、一応了解は得ておりますのでこの場で申し上げておきます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい。杉村議員の御質問にお答えを申し上げます。基本的には3点あったかと思えます。民営化を含めた、効率的な運営といえますか、をどう考えてるかということでございますけれども、先ほどの御質問にございましたように、答弁いたしましたようにパターンとしてはですね、議員御存じのように3つか4つのパターンがあると思えます。ここで、私がじゃどのパターンがいいかというのを、申し上げ言及いたしますとですね、もろもろ思いはありますけれども、そこは今日のところは御勘弁いただきたいというふうに考えております。

それから、基金の運用で早々にやったらどうかということでございますけれども、確かにそのとおりでございます。ただ1点だけ御指摘がありました場所の選定、それからもう一つは今は多人数の部屋になっておりますけれども、今後新設をするということになりますと、基本的にはユニット、基本的には個室ですね、最大2名までということで規模もかなり大きくなります。今の、御利用者の数をそのまま使用するとなるとですね、ですからそのへんの部分も含めましてですね、本当によくよく検討しなくちゃいかんこと、特別養護老人ホームの建て替えについては、あの極めて前向きな気持ちを持っておりますけれども、実際の具体的な計画、これはよくよく吟味してかからなければ、非常に難しい問題だと思えますので、そのへんのところは御理解を頂戴したいと思うところでございます。あと、学識者を入れて検討会議を作ったらどうかということござい

ますけれども、今現在、病院とそれから特別養護老人ホームの運営審議会というのがございます。ずっと、その委員さんたち入れ替わりはありますけれども、その審議会では病院の様子、特別養護老人ホームの様子を見てきていただいておりますので、基本的にはそこを中心に必要であれば委員さんを追加させていただく、そういう形で先ほどから言っておりますように諮問をお願いしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 施設長1,100万の他に繰越金入れると4,800万くらいみにゃいかんということかな、そうですね。そういう認識でありますので4,800万、5,000万近くの大体赤字というように感じでございますので、やっぱりこれは早くとおってもらわないかと、そして町長私の3月の答弁の時には、これは緊急の課題・・・質問しとります。当然、町長、「はい。私もそう思います」と私の報告を見て答弁をされました。これを今一度見ていただいて、やっぱりしつこいようでございますが、もう最後のたいがい古い老人ホームでございます。43年かな今43年くらいかな、そういう施設でございます。万一の時は、あった場合は地震と耐震は、私は、ああいう今の現状でそぐわないと思います。それと、よそをですね、見てみますとやっぱりもう老人ホームというのは、あの2階とかそういうのはあんまりなかったです。やっぱ一人入所者、仕事をされる人そういう人のことを考えて、学校の運動場を利用したりですね、そういう施設がございました。そして、3年くらい前に行ったところでは・・・びっくりしました。居酒屋があつて、酒を飲みなはる人はここで飲まれてもかまわなくて、もうそれは最初はそういうアイデアでできとりましたが、もうそんな時はなかったです。このカウンターは何ですか。居酒屋で、はあ～ってびっくりしました。そういうことで、やっぱりこの老人ホームの問題は4,800万のあれというような、だっでん1,100万で思われるが繰越が、あとそういうことにしてもですよ、よその近隣の施設がありますが、そこらへんはやっぱりまだまだこが繰越の赤字を出すような数字じゃないと思うわけ。経営努力もいろいろいるだろうと。現場では一生懸命仕事をしております。それはもう一番、あの現場の声は特老の施設長が一番だと言いますが、石原施設長においては異動で2週間くらいですか、まだ。大変まあそういう状況下でござ、苦労しとると思いますがやっぱりあのもう少し、よその老人ホームとも比較されて、私も多くの老人ホームをやつとりますが、民間のやつとりますが、そういうことは一切ないようでございます。そこも私と・・・の副会長をさせてもらつとりますが、そういう話は一切できません。サービスもよございます、やっぱり、あの病院の場合も全摘というそこらへんの独立採算ということになりますので、理由は私ども言うたのは、公設民営というのは、ただわかりやすく言っただけで、そりゃパターンはいろいろありますので、そりゃそつてよかったですよ。ほつて、病院と老人ホームの運営委員会があります。私もこの前まではそこに委員長をさせてもらい、今は蒲池議員と変わっておりますが、そこもありませんが、別にやっぱり組織を立ち上げていただきたいと、そこはそこで尊重しながらですね、町長の委嘱でそういうことを検討するような、委員会を早急に立ち上げたいと、そら町長の判断だと、町長の福祉に対する熱意だと思う。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問にお答えさせていただきます。もう御質問の主旨は、おそらく認識は共有してると思います。同じ思いでございます。ここにおられる方、みなさんそうじゃないかと思えますけどですね。非常に同感でございます。運営審議、あるいは計画の審議会等々につきましてはですね、今の御意見しっかり受け止めまして検討をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号、平成26年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

35分から開会します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時36分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第59号 平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第10、議案第59号「平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第59号、平成26年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第60号 平成26年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第11、議案第60号「平成26年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第60号、平成26年度和水町下水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第61号 平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)

○議長(杉本和彰君) 日程第12、議案第61号「平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第61号、平成26年度和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第62号 平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(杉本和彰君) 日程第13、議案第62号「平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第62号、平成26年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第63号 町道の路線廃止について

○議長(杉本和彰君) 日程第14、議案第63号「町道の路線廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第63号、町道の路線廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第64号 町道の路線認定について

○議長(杉本和彰君) 日程第15、議案第64号「町道の路線認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第64号、町道の路線認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第16 陳情等の常任委員長報告について

○議長(杉本和彰君) 日程第16、「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。

常任委員会に付託した、陳情等について委員長から委員会審査報告書が提出されました。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

始めに、厚生常任委員会に付託した陳情等について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 杉村幸敏君

○厚生常任委員長(杉村幸敏君) 本定例会において、厚生常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について報告をいたします。

なお、審査につきましては12月12日委員会室におきまして、慎重に審査を行っております。

受付番号第210号、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情の審査結果は、採択です。委員会の意見としては、陳情の内容のとおり軽度外傷性脳損傷の周知を図り、患者及びその家族の生活の安定を図るために、適切な処置を講じる必要があると判断いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情等の審査の結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。受付番号第210号、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する、委員長の報告は採択です。

受付番号第210号、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、受付番号第210号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、建設経済常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 高巢泰廣君

○建設経済常任委員長（高巢泰廣君） 建設経済常任委員長の高巢でございます。本定例会におきまして、建設経済常任委員会に付託されました、陳情等の審査結果について報告いたします。

なお、審査につきましては12月12日、現地調査の後、中会議室におきまして慎重に審査を行っております。

受付番号第315号、県河川、和仁川河川掘削及びよしの除去に関する要望書につきましては、採択です。委員会の意見としては、要望書の内容のとおり大雨による河川の増水で人家、農地への被害が懸念され、地域住民が安心して生活できるように対策を講じる必要があると判断しました。以上で、本委員会に付託されました、陳情等の審査結果について報告を終わります。

○議長（杉本和彰君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第315号、県河川、和仁川河川掘削及びよしの除去に関する要望書を議題とします。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第315号、県河川、和仁川河川掘削及びよしの除去に関する要望書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、受付番号第315号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第17 閉会中の継続審査について

○議長（杉本和彰君） 日程第17「閉会中の継続審査について」を議題とします。

総務文教常任委員長と厚生常任委員長から、委員会において審査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18 閉会中の継続調査について

○議長（杉本和彰君） 日程第18「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく、休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時56分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、議員提案で、発議第8号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について、発議第9号、県河川、和仁川、河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出についてが提出されました。

以上、2件を日程に追加したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号、発議第9号を日程に追加し、追加日程第1から第2までとして議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 発議第8号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正 などを要請する意見書の提出について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第1、発議第8号「軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について」を議題とします。

したがって、発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

発議第8号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第8号、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第9号 県河川、和仁川、河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出

について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第2、発議第9号「県河川、和仁川河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出について」を議題とします。

発議第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は、趣旨説明を省略することに決定しました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） この意見書の提出先が県知事だけになっておりますけれども、私は県議会議長それと常任委員長宛にも出した方がいいんじゃないかと思えます。希望します。

○議長（杉本和彰君） 休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時03分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） ただいまの池田議員の提案でございますが、これにつきましては行政庁への要望書ということでございますので、議会関係への提出はできないということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。

発議第9号、県河川、和仁川、河川掘削及びよしの除去に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る12月10日の開会以来、本日まで8日間にわたり、町政当面の諸議案件を審議いたしました。議員各位の御精励により、ただいま閉会を宣言できましたことは、議長として誠に喜びに堪えません。

今回、提出されました議案に対しまして、議員各位の始終極めて真剣な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たのでありまして、御精励に対し深く敬意を表しますとともに衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、町長はじめ町執行部におかれましても、審議の間、常に真摯な態度を持って審議に協力されました御苦勞に対しまして深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは委員会において議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に考慮を払われ執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

これからも、寒さも一段と厳しさを増してまいります。年の瀬を迎え、諸事御多用のことと存じますが、議員各位、執行部におかれましては健康に十分留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げます。

これをもって、平成26年12月和水町議定例会を閉会します。

起立願います。

御苦勞さまでした。

閉会 午後0時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員